

第2回独立行政法人農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年6月28日(火) 11時00分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 第2会議室

2 出席者

(1) 運営委員

明石委員、浄園委員、羽貝委員、山田委員、
斎藤委員、谷口委員、佛田委員、水上委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、高野総括理事、井田理事、開沼理事

(3) オブザーバー(主務省)

竹内農林水産省経営局金融調整課課長補佐

3 提出議案

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更(案)について

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から資料に沿って説明がなされた後、審議が行われ、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更(案)については、原案のとおり了承された。各委員からの主な意見等は以下のとおり。

【質問】

- 過去にも、熊本地震のような甚大な農業被害が発生した災害があったが、なぜ今回初めて、災害時における特例の料率を措置することとしたのか。
- 災害特例料率が適用される災害は、「激甚災害法の規定により激甚災害指定された災害であって、信用基金が必要と認めたもので、被災農業者等に対する資金の円滑な融通等について国からの依頼に係る災害」について行うこととしているが、信用基金が単独で判断し、実行することはないのか。
- 今回の災害特例料率の措置については、熊本地震を想定されているようだが、現時点において、どの程度の融資額が見込まれているのか。何か把握されている情報等があれば教えて頂きたい。
- 保険料率の変更手続きについては、被災地のことを考えると、やはり迅速性が非常に重要になってくる。例えば、上限となる料率を定め、その範囲内で信用基金が自ら料率を決定できるような仕組みや、運営委員会には事後の報告により了承を得るなどといったプロセスを是非ご検討頂きたい。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 過去の災害時においては、今回のような保険料率での手当は行わなかったものの、自

主的に、予算等の範囲内で事務費等を支援する形で、地域の基金協会における保証料率の引き下げに係る負担をカバーしてきたところである。今回の災害特例の料率の措置については、まず、信用基金が先行して対応していこうという努力の表れというふうにご理解頂きたい。

- 災害時には、国から償還猶予や条件緩和等の通知が発出されるので、これに基づき、信用基金も発動したいと考えている。
- 現時点において、農業被害額は約1,000億円と聞いているが、これに係る融資額については、当方では把握していない。ただ、東日本大震災の場合は、農業被害額が約7兆円で、保証保険制度を利用した融資額が5年間で約210億円程度であったことから類推すれば、単純計算で1,000億円の0.5%弱程度と想定される。ただ、実際にはもう少し増えてくる可能性があるのではないかと考えている。
- 保険料率は業務方法書で規定されていることから、その変更については、法律上、運営委員会の決議を経た上で、主務大臣の認可が必要となってくる。従って、このような法令の建て付けの中で、保険料率の変更を迅速に行うことは、なかなか難しいと考えるが、せめて、運営委員会の開催を簡便化し、書面での決議を可能とするよう、運営委員会の運営規程の変更を考えている。主務省とも相談しながら整理した上で、9月開催予定の運営委員会にお諮りし、緊急時の場合にも対応できるようにしたいと考えている。

5 閉会の日時 平成28年6月28日(火) 11時55分

以上